

甲賀市
避難情報の発令マニュアル

令和8年3月
甲賀市防災会議

避難情報の発令マニュアル 目次

はじめに

- 1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ B-3
- 2 本マニュアルでの対象災害種別・・・・・・・・ B-4
- 3 避難情報の判断・伝達フロー・・・・・・・・ B-5

第I編 洪水等

- 1 対象とする災害・・・・・・・・・・・・・・・・ B-7
- 2 避難情報の対象とする区域・・・・・・・・ B-8
- 3 避難情報の発令の判断基準・・・・・・・・ B-9
- 4 避難情報の伝達内容・・・・・・・・ B-1 2

第II編 大雨

- 1 対象とする災害・・・・・・・・・・・・・・・・ B-1 4
- 2 避難情報の対象とする区域・・・・・・・・ B-1 4
- 3 避難情報の発令の判断基準・・・・・・・・ B-1 5
- 4 避難情報の伝達内容・・・・・・・・ B-1 6

第III編 土砂災害

- 1 対象とする災害・・・・・・・・・・・・・・・・ B-1 8
- 2 避難情報の対象とする区域・・・・・・・・ B-1 8
- 3 避難情報の発令の判断基準・・・・・・・・ B-1 9

4 避難情報の伝達内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ B-2 1

第IV編 共通

1 自然災害の発生が想定される際の情報分析・・・・・・・・・・ B-2 3

2 避難情報の情報伝達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ B-2 4

別冊 避難情報発令基準

はじめに

1. はじめに

本マニュアルは、内閣府が令和8年3月に改定した「避難情報に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」と呼ぶ。）や気象庁による令和8年度出水期からの防災気象情報の改善を踏まえ、洪水等・土砂災害に係る避難情報の発令基準等を取りまとめたものである。

なお、本マニュアルは、最新の制度・基準等に基づいて、今後も適宜、更新を行うものとする。

<ガイドラインのポイント>

「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（H17策定、H26改定、H27改定、H29改定）➡「避難勧告等に関するガイドライン」（H31改定）➡「避難情報に関するガイドライン」（R3改定）➡「避難情報に関するガイドライン」（R7改定）

令和元年台風第19号(令和元年東日本台風)では、1都12県309市区町村に大雨特別警報が発表され、国及び県管理河川において142箇所が決壊する等、同時多発的かつ広範囲に甚大な被害が発生した。これら豪雨では、避難をしなかった、避難が遅れたことによる被災や、豪雨・浸水時の屋外移動中の被災、また高齢者等の被災が多く、いまだ住民の「自らの命は自らが守る」意識が十分であるとは言えない。また、警戒レベルの運用により避難情報等は分かりやすくなったという意見がある一方で、避難勧告で避難しない人が多い中で、警戒レベル4の中に避難勧告と避難指示（緊急）の両方が位置づけられわかりにくいとの課題も顕在化した。このため、災対法を改正し、警戒レベル4の避難勧告と避難指示（緊急）については「避難指示」に一本化し、これまでの避難勧告のタイミングで避難指示を発令することとともに、警戒レベル5を「緊急安全確保」とし、災害が発生・切迫し避難場所等への避難がかえって危険であると考えられる場合に直ちに安全確保を促すことができることとするなど、避難情報を改善したところ。この法改正を踏まえ、「避難勧告等に関するガイドライン」の名称を含め見直し、「避難情報に関するガイドライン」として改定した。

令和6年6月に取りまとめられた「防災気象情報に関する検討会」の提言を踏まえ、本ガイド

ラインを改定した。これまで、河川氾濫や大雨、土砂災害、高潮に関する情報等は、避難情報の

警戒レベルとの対応が複雑で分かりにくくなっていたが、今回の防災気象情報の見直しにより、

「レベル4 氾濫危険警報」のように5段階の警戒レベルに対応した情報になったこと等をガイド

ラインに反映している。

<令和8年度出水期からの防災気象情報の改善>

① 新しい防災気象情報の運用開始

河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮に関する情報は、これまで警戒レベルとの対応

が複雑でわかりにくくなっていたが、今回の改善により避難情報の5段階の警戒レベルに対応し、避難の判断をしやすくなるもの。

2. 本マニュアルでの対象災害種別

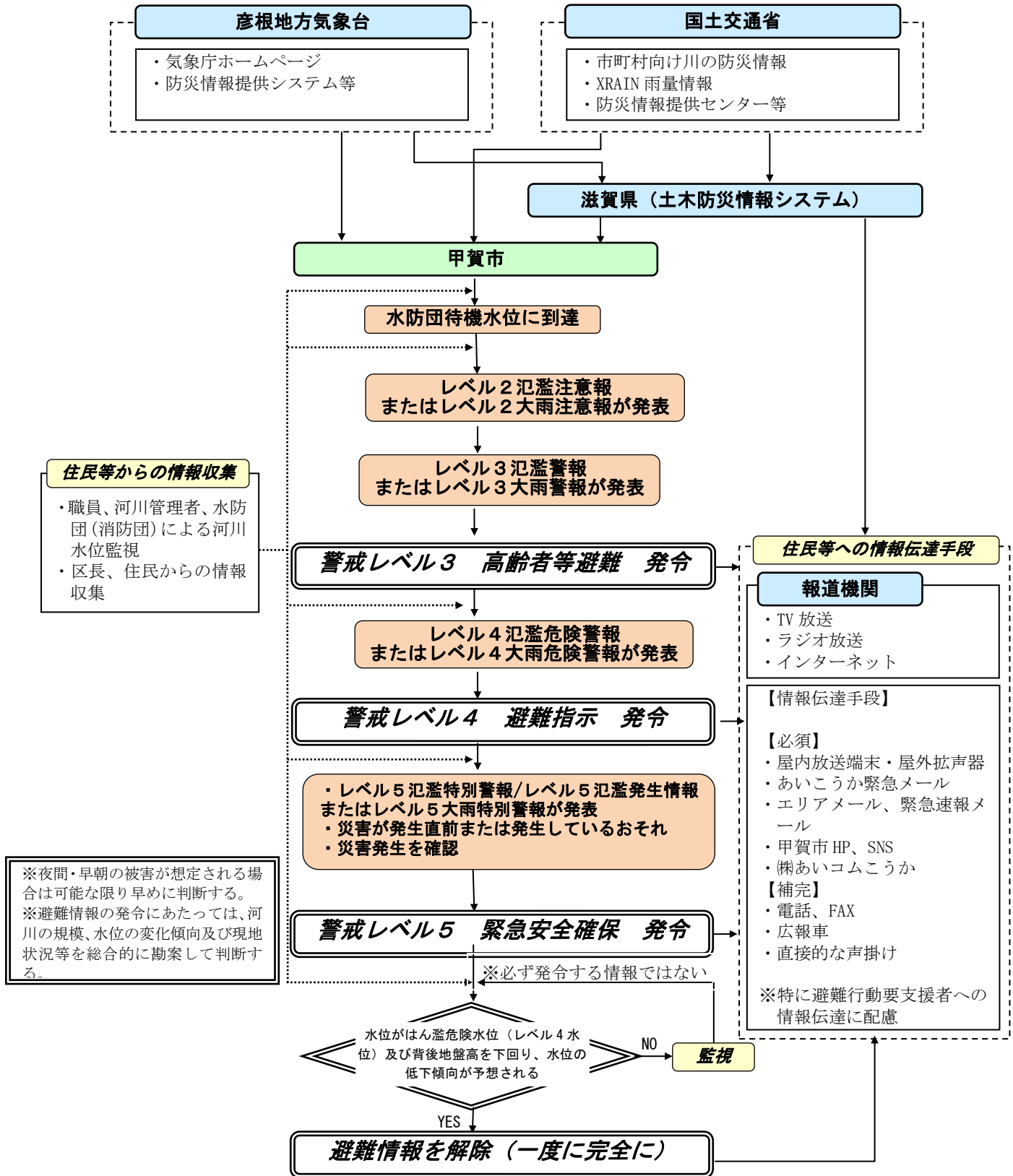
本マニュアルで避難情報の発令対象とする災害は、以下の3種類とする。

- ① 河川氾濫（1級河川などの大河川の氾濫）
- ② 大雨（洪水・内水氾濫）
- ③ 土砂災害（急傾斜地の崩壊・土石流）

3. 避難情報の判断・伝達フロー

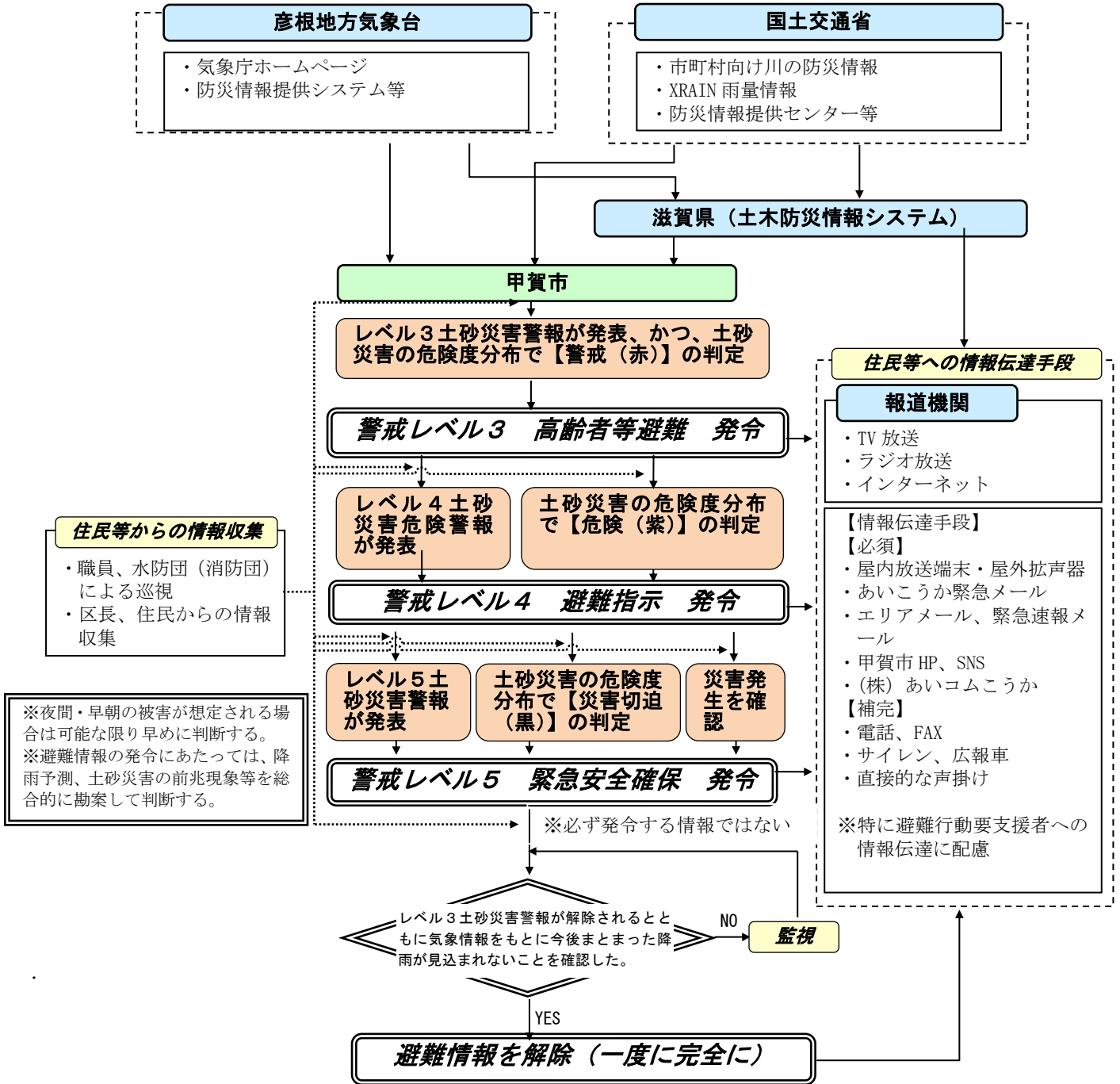
大雨警報や河川氾濫警報などの気象情報をきっかけに災害配備体制が確立された際、概ね以下の流れで避難情報の発令を判断し、その情報を伝達する。

(1) 洪水等



避難情報の判断・伝達フローの概略イメージ (洪水)

(2) 土砂災害



特に土砂災害は予測が困難なこと、災害発生時には甚大な被害が生じてしまう可能性があること等を勘案し、避難情報の判断にあたっては以下に留意する。

- ・重要な情報については、情報を発表した気象官署及び関係機関等と市が積極的に情報交換を行うこと。
- ・想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから関係機関との情報交換を密に行いつつ、降雨の状況や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。
- ・土砂災害の前兆現象等、巡視等により市が収集する現地情報、レーダー観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行うこと。

避難情報の判断・伝達フローの概略イメージ (土砂災害)

第 I 編 洪水

1. 対象とする災害

避難情報の対象となる洪水は、甲賀市防災マップの洪水浸水想定区域図と地先の安全度マップの対象外力を基本とする。

(1) 洪水浸水想定区域図（洪水予報河川：野洲川・杣川、水位周知河川：大戸川）

■災害シナリオ

- ・比較的大きな河川（野洲川、杣川、大戸川）の堤防がそれぞれ決壊した場合に想定される浸水範囲と浸水深を示している。（洪水のみを考慮）

■想定雨量【計画規模】

<野洲川・杣川>

- ・日連続雨量 350mm の大雨が流域一様に降る

<大戸川>

- ・9 時間雨量 157mm の大雨が黒津地点上流域で降る

■参考【想定最大規模】

<野洲川・杣川>

- ・24 時間総雨量 663mm の大雨が流域一様に降る

<大戸川>

- ・9 時間雨量 443mm の大雨が黒津地点上流域で降る

（注）洪水浸水想定区域図：洪水により堤防が破堤したり溢水したときの、それぞれの氾濫区域を重ね合わせたもので、想定される最大の区域と水深を示している。

(2) 地先の安全度マップ

■災害シナリオ

- ・河川、水路等が氾濫した場合に想定される浸水範囲と浸水深を示している。（洪水と内水氾濫を考慮）

■想定雨量【100年に一度】

- ・時間最大雨量 109mm、24 時間雨量 529mm の大雨が流域一様に降る

■参考【200年に一度】

- ・時間最大雨量 131mm、24 時間雨量 634mm の大雨が流域一様に降る

（注）地先の安全度マップ：自宅や勤務先などの生活空間に、どのくらいの水害リスクがあるのかを滋賀県がシミュレーションにより求めた図。川や水路があふれ浸水するおそれがあるのか、あふれた場合はどの程度の被害となるのかを明示したものの。10 年確率（10 年に 1 度程度降る雨：概ね 1 時間 50 mm）、100 年確率（100 年に 1 度程度降る雨：概ね 1 時間 109 mm）、200 年確率（200 年に 1 度程度降る雨：概ね 1 時間 131 mm）がある。平成 30 年 3 月までの河道・水路・地盤・盛土のデータを反映。

※詳細については、甲賀市防災マップ参照

2. 避難情報の対象とする区域

洪水等で避難情報の対象となる区域は、各河川の洪水ハザードマップの浸水想定区域が基本となる。各地域の浸水想定区域は甲賀市防災マップ参照。

また、市街地、住宅地において、家屋が浸水する場合の想定浸水深と家屋被害の概ねの関係を下記に示す。

想定浸水深	災害の様相
0.5m～1.0m 未満	床上浸水
1.0m～2.0m 未満	1階浸水
2.0m～5.0m 未満	2階浸水
5.0m 以上	2階以上水没

3. 避難情報の発令の判断基準

(1) 基本的な考え方

市は対象とする災害の種別毎に避難情報を発令し、対象地域において、立ち退き避難が必要な住民等と屋内安全確保が必要な住民等の両者にそれぞれの避難行動をとってもらう必要がある。

避難情報は、災害種別毎に避難行動が必要な地域を示して発令する。ただし、避難情報は、一定の範囲で発令せざるを得ない面があることから、対象地域内の個々の住民に避難行動が必要なかどうか、あらかじめ分かるようにしておく必要がある。

避難情報の対象とする避難行動には屋内安全確保も含めることとしているが、避難情報の発令基準の設定は、避難のための準備や移動に要する時間を考慮した、立ち退き避難が必要な場合を想定して設定する。

避難情報により立ち退き避難が必要な住民に求める行動

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none"> ●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める <ul style="list-style-type: none"> ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。
【警戒レベル2】 大雨・土砂災害・氾濫・高潮 注意報 (気象庁、気象庁と国土交通省等が共同発表)	<ul style="list-style-type: none"> ●発表される状況：気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市町村長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等※は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・本発令が行われた際は、下記警戒レベル4「避難指示」へと繋がる可能性が高いことから、高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル4】 避難指示 (市町村長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 <ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市町村長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害発生又は切迫(必ず発令される情報ではない) ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！

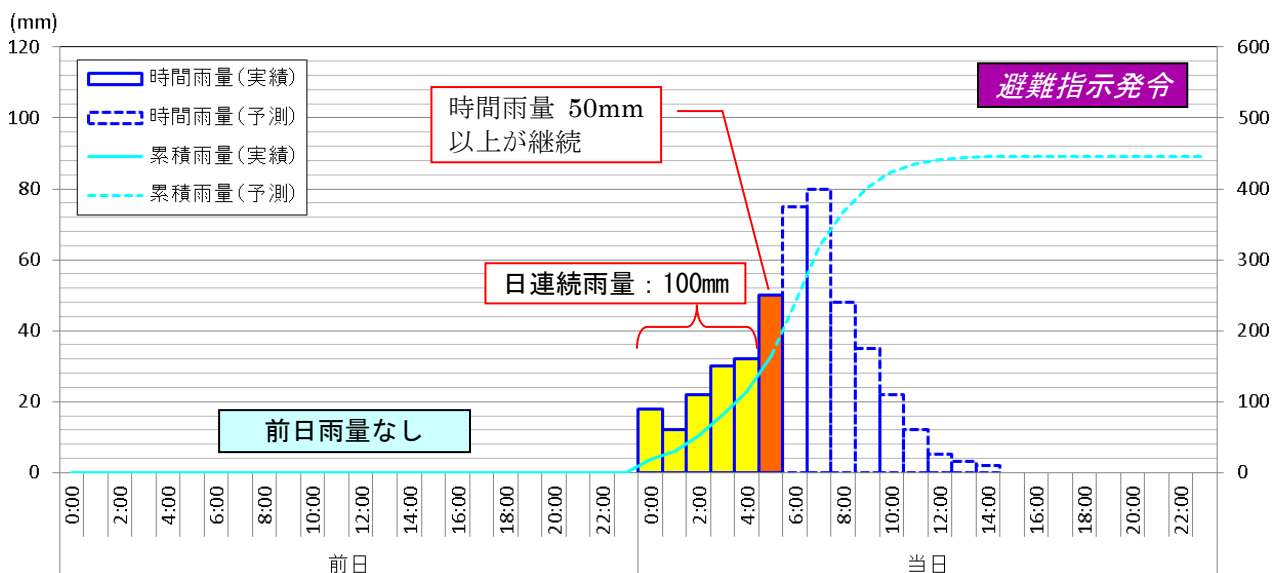
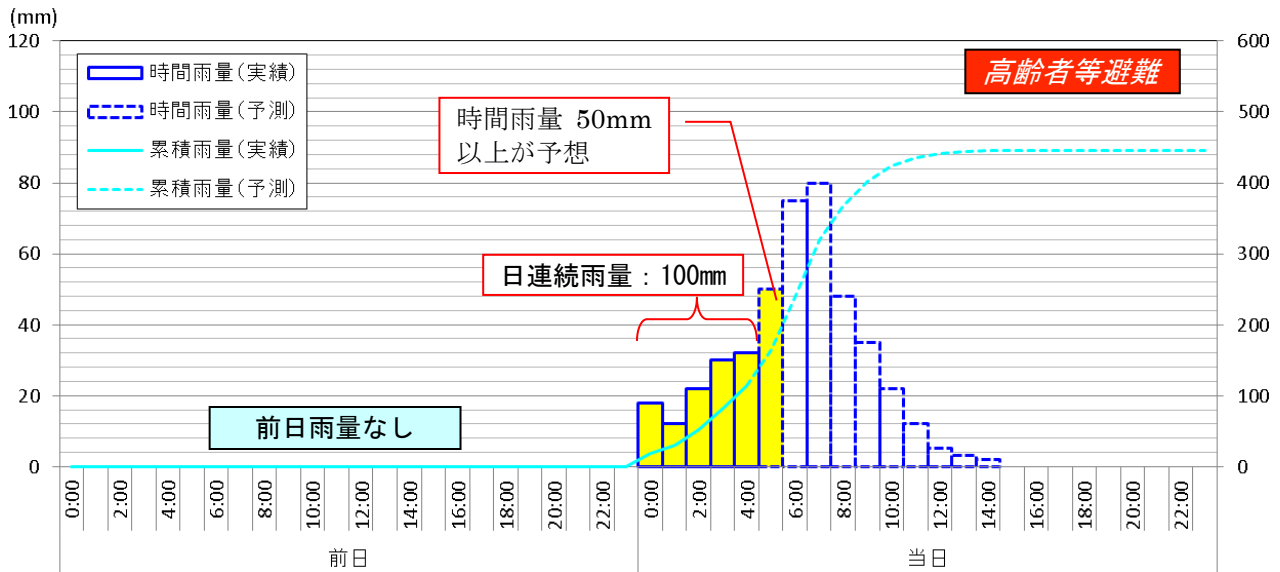
- 指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

(2) 判断基準

本市において避難情報の発令基準となる河川は、別冊とおりである。

なお、発令にあたっては想定外の事象が発生する可能性を加味しつつ、関係機関と連携し、特に各河川上流の状況に留意するとともに、今後の降雨量の予想等に関し、総合的かつ広域的な情報収集に努め、住民の生命と財産を守ることを第一義に判断を行うものとする。

★雨量による避難情報の発令基準（前日までの降雨がない場合）のイメージ図



(注1) 時間雨量: 1時間雨量のこと。

(注2) 日連続雨量: 日降水量。当日の0:00~24:00の降水量のこと。

(注3) 累積雨量: 累加雨。降り始めからその時間までの雨量の合計量。無降雨が概ね6時間続

くとリセットされる。

(注 4) 気象防災速報（記録的短時間大雨）：レベル 3 大雨警報等を発表中かつ大雨による災害発生危険度が急激に高まっている中で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（滋賀県は 1 時間雨量 90 mm 以上）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせ分析）された場合に発表する。

4. 避難情報の伝達内容

伝達内容は、避難情報の伝達を迅速かつ的確に実施するために、できる限り簡潔でわかりやすい表現、避難情報の行動をとってもらうために緊迫感のある表現にする。

つまり、命を守るための最低限の安全確保行動を行うことを呼びかけることが重要である。洪水等時における住民への基本的な伝達内容例を以下に示す。
避難情報の発令には、あいこうか緊急メールなどにより確実に情報伝達できる体制を整えておく。

警戒レベル3 高齢者等避難の伝達文の例

- ・緊急情報！警戒レベル3 高齢者等避難！こちらは甲賀市です。【台風第〇〇号／大雨など】により【〇〇川が氾濫の恐れのある水位に近付いています など】。【〇〇地域／〇〇学区／〇〇区／〇〇地先 など】に〇時〇分高齢者等避難を発令しました。対象地域のお年寄りや小さなお子さん、避難に時間のかかる方は避難してください。それ以外の方は気象情報に注意し避難の準備を始めてください。避難場所や親戚・知人宅などに速やかに避難してください。避難の際にはご注意ください。避難の際には毛布や食料を持参してください。
(また、今後警戒レベル4「避難指示」が発出される恐れが高いことを合わせて情報伝達する。)

警戒レベル4 避難指示の伝達文の例

- ・緊急情報！警戒レベル4 避難指示！こちらは甲賀市です。【〇〇川が氾濫する恐れのある水位に達しました など】。【〇〇地域／〇〇学区／〇〇区／〇〇地先 など】に〇時〇分避難指示を発令しました。対象地域の方は、速やかに全員避難してください。避難場所や親戚・知人宅などに今すぐ避難してください。避難が危険な場合は、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、直ちに身の安全を確保してください。

警戒レベル5 緊急安全確保の伝達文の例

- ・緊急情報！警戒レベル5 緊急安全確保！こちらは甲賀市です。【〇〇川が〇〇付近で氾濫しました／氾濫しているおそれがあります。】【〇〇地域／〇〇学区／〇〇区／〇〇地先 など】に〇時〇分緊急安全確保を発令しました。自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

避難情報の情報伝達手段

伝達手段
甲賀市地域情報基盤（屋内放送端末・屋外拡声器・光ケーブルテレビデータ放送L字放送等）
あいこうか緊急メール
エリアメール、緊急速報メール
甲賀市ホームページ、SNS
株式会社あいコムこうか（屋内放送端末・光ケーブルテレビ放送等）
市広報や消防署・消防団からの直接的な声かけ

第Ⅱ編 大雨

1. 対象とする災害

避難情報の対象となる洪水は、甲賀市防災マップの地先の安全度マップの対象外力を基本とする。

(1) 地先の安全度マップ

■災害シナリオ

- ・河川、水路等が氾濫した場合に想定される浸水範囲と浸水深を示している。（洪水と内水氾濫を考慮）

■想定雨量【100年に一度】

- ・時間最大雨量 109mm、24 時間雨量 529mm の大雨が流域一様に降る

■参考【200年に一度】

- ・時間最大雨量 131mm、24 時間雨量 634mm の大雨が流域一様に降る

（注）地先の安全度マップ：自宅や勤務先などの生活空間に、どのくらいの水害リスクがあるのかを滋賀県がシミュレーションにより求めた図。川や水路があふれ浸水するおそれがあるのか、あふれた場合はどの程度の被害となるのかを明示したもの。10年確率（10年に1度程度降る雨：概ね1時間50mm）、100年確率（100年に1度程度降る雨：概ね1時間109mm）、200年確率（200年に1度程度降る雨：概ね1時間131mm）がある。平成30年3月までの河道・水路・地盤・盛土のデータを反映。

※詳細については、甲賀市防災マップ参照

2. 避難情報の対象とする区域

洪水等で避難情報の対象となる区域は、各河川の洪水ハザードマップの浸水想定区域が基本となる。各地域の浸水想定区域は甲賀市防災マップ参照。

また、市街地、住宅地において、家屋が浸水する場合の想定浸水深と家屋被害の概ねの関係を下記に示す。

想定浸水深	災害の様相
0.5m～1.0m 未満	床上浸水
1.0m～2.0m 未満	1階浸水
2.0m～5.0m 未満	2階浸水
5.0m 以上	2階以上水没

3. 避難情報の発令の判断基準

(1) 基本的な考え方

避難情報の発令基準の設定は、避難のための準備や移動に要する時間を考慮した、立ち退き避難が必要な場合を想定して設定する。

避難情報により立ち退き避難が必要な住民に求める行動

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none"> ●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める <ul style="list-style-type: none"> ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。
【警戒レベル2】 大雨・土砂災害・氾濫・高潮 注意報 (気象庁、気象庁と国土交通省等が共同発表)	<ul style="list-style-type: none"> ●発表される状況：気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市町村長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等※は危険な場所から避難(立ち退き避難又は屋内安全確保)する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・本発令が行われた際は、下記警戒レベル4「避難指示」へと繋がる可能性が高いことから、高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル4】 避難指示 (市町村長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 <ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所から全員避難(立ち退き避難又は屋内安全確保)する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市町村長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害発生又は切迫(必ず発令される情報ではない) ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所等への立ち退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

(2) 判断基準

甲賀市において避難情報の発令基準は別冊のとおりであるが、この運用にあたっては、以下の事項に留意する。

- ・重要な情報については、情報を発表した気象官署及び関係機関等の間で相互に情報交換すること。
- ・想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから関係機関との情報交換を密に行い、降雨の状況や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。
- ・気象防災速報（記録的短時間大雨・線状降水帯発生・線状降水帯直前予測）に関する情報や土砂災害の前兆現象等、巡視等により市が収集する現地情報、レーダー観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行うこと。

4. 避難情報の伝達内容

伝達内容は、避難情報の伝達を迅速かつ的確に実施するために、できる限り簡潔でわかりやすい表現、避難情報の行動をとってもらうために緊迫感のある表現にする。

つまり、命を守るための最低限の安全確保行動を行うことを呼びかけることが重要である。洪水等時における住民への基本的な伝達内容例を以下に示す。
避難情報の発令には、あいこうか緊急メールなどにより確実に情報伝達できる体制を整えておく。

警戒レベル3 高齢者等避難の伝達文の例

・緊急情報！警戒レベル3 高齢者等避難！こちらは甲賀市です。【台風第〇〇号／大雨など】により、【〇〇地域／〇〇学区／〇〇区／〇〇地先 など】に〇時〇分高齢者等避難を発令しました。対象地域のお年寄りや小さなお子さん、避難に時間のかかる方は避難してください。それ以外の方は気象情報に注意し避難の準備を始めてください。避難場所や親戚・知人宅などに速やかに避難してください。避難の際にはご注意ください。避難の際には毛布や食料を持参してください。

（また、今後警戒レベル4「避難指示」が発出される恐れが高いことを合わせて情報伝達する。）

警戒レベル4 避難指示の伝達文の例

・緊急情報！警戒レベル4 避難指示！こちらは甲賀市です。【〇〇地域／〇〇学区／〇〇区／〇〇地先 など】に〇時〇分避難指示を発令しました。対象地域の方は、速やかに全員避難してください。避難場所や親戚・知人宅などに今すぐ避難してください。避難が危険な場合は、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、直ちに身の安全を確保してください。

警戒レベル5 緊急安全確保の伝達文の例

・緊急情報！警戒レベル5 緊急安全確保！こちらは甲賀市です。【〇〇地域／〇〇学区／〇〇区／〇〇地先 など】に〇時〇分緊急安全確保を発令しました。自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

避難情報の情報伝達手段

伝達手段
甲賀市地域情報基盤（屋内放送端末・屋外拡声器・光ケーブルテレビデータ放送L字放送等）
あいこうか緊急メール
エリアメール、緊急速報メール
甲賀市ホームページ、SNS
株式会社あいコムこうか（屋内放送端末・光ケーブルテレビ放送等）
市広報や消防署・消防団からの直接的な声かけ

第Ⅲ編 土砂災害

1. 対象とする災害

甲賀市においては、土石流、急傾斜地の崩落及び地すべりによる土砂災害に対して警戒する必要があり、原因となる自然現象とその被害が影響する区間・箇所等の範囲については、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という）に基づく土砂災害警戒区域等の指定がされている。

(1) 甲賀市の地形と既往災害

- ・甲賀市は、東西を高い山地に囲まれており、そこから流れる野洲川や杣川、大戸川等の河川沿いに平地が形成されている。そのため、大雨時には、山間部で土砂災害に注意が必要な場所が多く点在している。
- ・過去に発生した災害として、昭和34年9月の伊勢湾台風で野洲川の旧白川橋が崩壊、昭和28年8月の多羅尾豪雨で信楽町多羅尾地区に土砂くずれが発生し、44人が死亡している。

(2) 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域 [滋賀県が指定]

- ・土石流 : 447箇所（そのうち、特別警戒区域：261箇所）
- ・急傾斜地の崩壊 : 800箇所（そのうち、特別警戒区域：729箇所）
- ・地すべり : 14箇所（そのうち、特別警戒区域：0箇所）

※詳細については、甲賀市防災マップ、甲賀市地域防災計画参照

2. 避難情報の対象とする区域

土砂災害で避難情報の対象となる区域は、前述した土砂災害警戒区域等の指定がされる区域が基本となる。

【留意事項】

- ・避難所へ避難する際は、他の土砂災害危険区域内の通過は避けること。土石流にしては溪流に直角方向にできるだけ溪流から離れること。溪流を渡って対岸に避難することは避けること。
- ・避難所への避難が困難な場合には、生命を守る最低限の行動として、周囲の建物より比較的高い建物（鉄筋コンクリート等の堅固な構造物）の2階以上（斜面と反対側の部屋）に避難することを心がけること。

3. 避難情報の発令の判断基準

(1) 基本的な考え方

避難情報の発令基準の設定は、避難のための準備や移動に要する時間を考慮した、立ち退き避難が必要な場合を想定して設定する。

避難情報により立ち退き避難が必要な住民に求める行動

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none"> ●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。
【警戒レベル2】 大雨・土砂災害・氾濫・高潮 注意報 (気象庁、気象庁と国土交通省等が共同発表)	<ul style="list-style-type: none"> ●発表される状況：気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市町村長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難(立ち退き避難又は屋内安全確保)する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・本発令が行われた際は、下記警戒レベル4「避難指示」へと繋がる可能性が高いことから、高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル4】 避難指示 (市町村長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難(立ち退き避難又は屋内安全確保)する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市町村長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害発生又は切迫(必ず発令される情報ではない) ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保! ・指定緊急避難場所等への立ち退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

(2) 判断基準

甲賀市において避難情報の発令基準は別冊のとおりであるが、この運用にあたっては、以下の事項に留意する。

- ・重要な情報については、情報を発表した気象官署及び関係機関等の中で相互に情報交換すること。
- ・想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから関係機関との情報交換を密に行いつつ、降雨の状況や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。
- ・気象防災速報（記録的短時間大雨・線状降水帯発生・線状降水帯直前予測）に関する情報や土砂災害の前兆現象等、巡視等により市が収集する現地情報、レーダー観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行うこと。

4. 避難情報の伝達内容

伝達内容は、避難情報の伝達を迅速かつ的確に実施するために、できる限り簡潔でわかりやすい表現、避難情報の行動をとってもらうために緊迫感のある表現にする。

つまり、命を守るための最低限の安全確保行動を行うことを呼びかけることが重要である。土砂災害時における住民への基本的な伝達内容例を以下に示す。

避難指示などの発令には、あいこうか緊急メールなどにより確実に情報伝達できる体制を整えておく必要がある。

警戒レベル3 高齢者等避難の伝達文の例

・緊急情報！警戒レベル3 高齢者等避難！こちらは甲賀市です。土砂災害が起こるおそれがあるため、【〇〇地域／〇〇学区／〇〇区／〇〇地先 など】に対し、〇時〇分高齢者等避難を発令しました。対象地域のお年寄りや小さなお子さん、避難に時間のかかる方は避難してください。それ以外の方は気象情報に注意し避難の準備を始めてください。避難場所や親戚・知人宅などに速やかに避難してください。避難の際にはご注意ください。避難の際には毛布や食料を持参してください。

(また、今後警戒レベル4「避難指示」が発出される恐れが高いことを合わせて情報伝達する。)

警戒レベル4 避難指示の伝達文の例

・緊急情報！警戒レベル4 避難指示！こちらは甲賀市です。土砂災害が発生するおそれが高まったため、【〇〇地域／〇〇学区／〇〇区／〇〇地先 など】に対し、〇時〇分避難指示を発令しました。対象地域の方は、速やかに全員避難してください。避難場所や親戚・知人宅などに今すぐ避難してください。避難が危険な場合は、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、直ちに身の安全を確保してください。

警戒レベル5 緊急安全確保の伝達文の例

・緊急情報！警戒レベル5 緊急安全確保！こちらは甲賀市です。土砂災害が発生したため、【〇〇地域／〇〇学区／〇〇区／〇〇地先 など】に〇時〇分緊急安全確保を発令しました。自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

避難情報の情報伝達手段

伝達手段
甲賀市地域情報基盤（屋内放送端末・屋外拡声器・光ケーブルテレビデータ放送・L字放送等）
あいこうか緊急メール
エリアメール、緊急速報メール
甲賀市ホームページ、SNS
株式会社あいコムこうか（屋内放送端末・光ケーブルテレビ放送等）
市広報や消防署・消防団からの直接的な声かけ

第IV編 共通

1. 自然災害の発生が想定される際の情報分析

避難情報の発令を判断するためには、あらかじめ設定した判断基準通りに判断することが基本であるが、そのためには、判断基準に至る前に防災情報提供システム等によりリアルタイムのデータを調べ、災害の発生危険性を分析する必要がある。

以下に災害対応時に確認すべき情報等を示す。各情報の詳細の判断基準については、別表の河川氾濫、大雨、土砂災害避難情報の判断・伝達フローに示す。

★避難情報の判断のために分析が必要な情報及び入手先

入手情報	入手先	情報内容	URL
気象情報	彦根地方気象台	・各種注意報、警報	https://www.data.jma.go.jp/hikone/
	防災情報 [気象庁 HP] (アメダス、解析雨量・降水短時間予想)	・観測雨量	https://www.jma.go.jp/bosai/#area_type=class20s&area_code=2520900&pattern=default
		・解析雨量・降水短時間予想	
		・気象防災速報 (記録的短時間大雨)	
	キキクル (危険度分布) [気象庁 HP]	・土砂災害、浸水害、洪水等の危険度の高まりを面的に確認できる分布図	https://www.jma.go.jp/bosai/#area_type=class20s&area_code=2520900&pattern=rain_level
	川の防災情報 (雨量観測所情報)	・観測雨量	https://www.river.go.jp/index
	川の防災情報 (XRAIN[エックスレイン])	・250m メッシュ雨量	https://www.river.go.jp/index
滋賀県土木防災情報システム	・気象庁や国交省の気象情報を統合→提供サイト	https://shiga-bouai.jp	
河川水位	川の水位情報	・観測水位	https://k.river.go.jp/
土砂災害	滋賀県土木防災情報システム	・土砂災害降雨危険度 ※1 kmメッシュ雨量判定図	http://shiga-bousai.jp/dosya/mesh/SoilWarningMeshMap.php

網掛け部分：洪水等のみ判断する情報項目

※その他、現地で発見される堤防の漏水、土砂災害の前兆現象等に関する情報についても収集し、災害の発生する危険性を分析する必要がある。

2. 避難情報の伝達

(1) 避難情報の伝達手段

避難情報を関係機関に伝達する手段・内容を河川氾濫・大雨、土砂災害について以下に示す。

① 河川氾濫・大雨時における関係機関への避難指示などの伝達手段・内容

関係機関への避難情報の伝達手段・内容の概要（氾濫・大雨）

伝達方法	関係機関	伝達内容の例	
甲賀市緊急情報伝達システム (特定配信メール)	職員	警戒レベル3 高齢者等避難 発令	<p>こちらは甲賀市災害警戒本部です。警戒レベル3 高齢者等避難を〇時〇分に発令します。対象地域は、【〇〇地域/〇〇学区/〇〇区/〇〇地先 など】です。</p> <p>各部署においては、地域防災計画に基づき、行動をとってください。なお、現場での情報は必ず所属長（責任者）に報告し、所属長（責任者）において重要な情報は、本部まで報告してください。</p>
		警戒レベル4 避難指示 発令	<p>こちらは甲賀市災害対策本部です。警戒レベル4 避難指示を〇時〇分に発令します。対象地域は、【〇〇地域/〇〇学区/〇〇区/〇〇地先 など】です。</p> <p>各部署においては、地域防災計画に基づき、行動をとってください。なお、現場での情報は必ず所属長に報告し、重要な情報は、本部まで報告してください。</p>
		警戒レベル5 緊急安全確保 発令	<p>こちらは甲賀市災害対策本部です。警戒レベル5 緊急安全確保を〇時〇分に発令しました。【〇〇地区で堤防から水があふれだしました など】。各部署においては、地域防災計画に基づき、行動をとってください。なお、現場での情報は必ず所属長に報告し、重要な情報は、本部まで報告してください。</p>
甲賀市緊急情報伝達システム (特定配信メール)	区・自治会 (自主防災組織) 市議会議員 民生委員・ 児童委員	警戒レベル3 高齢者等避難 発令	<p>こちらは甲賀市災害警戒本部です。警戒レベル3 高齢者等避難を〇時〇分に発令しました。対象地域は、【〇〇地域/〇〇学区/〇〇区/〇〇地先 など】です。該当地域におかれましては、避難をされる方が、準備を始めます。また、地域内の災害情報等につきましては、区・自治会長様を通じて次へご一報ください。</p> <p>土山地域は 0748-66-1101 甲賀地域は 0748-88-4101 甲南地域は 0748-86-8010 信楽地域は 0748-82-1121 水口地域は 0748-69-2103、不通時 0748-65-0650</p>
		警戒レベル4 避難指示 発令	<p>こちらは甲賀市災害対策本部です。警戒レベル4 避難指示を〇時〇分に発令しました。対象地域は、【〇〇地域/〇〇学区/〇〇区/〇〇地先 など】です。該当地域におかれましては、避難をされる方が、避難所へ向かいます。</p> <p>また、地域内の災害情報等につきましては、区・自治会長様を通じて次へご一報ください。</p> <p>土山地域は 0748-66-1101 甲賀地域は 0748-88-4101 甲南地域は 0748-86-8010 信楽地域は 0748-82-1121 水口地域は 0748-69-2103、不通時 0748-65-0650</p>
		警戒レベル5 緊急安全確保 発令	<p>こちらは甲賀市災害対策本部です。警戒レベル5 緊急安全確保を〇時〇分に発令しました。【〇〇地区で堤防から水があふれだしま</p>

伝達方法	関係機関	伝達内容の例	
			<p>した など】。直ちに命を守る最善の行動をとってください。また、地域内の災害情報等につきましては、区・自治会長様を通じて次へご一報ください。</p> <p>土山地域は 0748-66-1101</p> <p>甲賀地域は 0748-88-4101</p> <p>甲南地域は 0748-86-8010</p> <p>信楽地域は 0748-82-1121</p> <p>水口地域は 0748-69-2103、不通時 0748-65-0650</p>
甲賀市地域情報基盤(屋内放送端末・屋外拡声器・光ケーブルテレビデータ放送L字放送等)	市民	警戒レベル3 高齢者等避難発令	<p>緊急情報！警戒レベル3 高齢者等避難！こちらは甲賀市です。土砂災害が起こるおそれがあるため、【〇〇地域／〇〇学区／〇〇区／〇〇地先 など】に対し、〇時〇分高齢者等避難を発令しました。対象地域のお年寄りや小さなお子さん、避難に時間のかかる方は避難してください。それ以外の方は気象情報に注意し避難の準備を始めてください。避難場所や親戚・知人宅などに速やかに避難してください。避難の際にはご注意ください。避難の際には毛布や食料を持参してください。</p>
あいこうか緊急メール			
エリアメール、緊急速報メール		警戒レベル4 避難指示発令	<p>緊急情報！警戒レベル4 避難指示！こちらは甲賀市です。土砂災害が発生するおそれが高まったため、【〇〇地域／〇〇学区／〇〇区／〇〇地先 など】に対し、〇時〇分避難指示を発令しました。対象地域の方は、速やかに全員避難してください。避難場所や親戚・知人宅などに今すぐ避難してください。避難が危険な場合は、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、直ちに身の安全を確保してください。</p>
甲賀市ホームページ、SNS			
(株)あいコムこうか(屋内放送端末・光ケーブルテレビ放送等)		警戒レベル5 緊急安全確保発令	<p>緊急情報！警戒レベル5 緊急安全確保！こちらは甲賀市です。土砂災害が発生したため、【〇〇地域／〇〇学区／〇〇区／〇〇地先 など】に〇時〇分緊急安全確保を発令しました。自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移るなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。</p>
①滋賀県防災情報システム(Lアラート)	県(メディア)	警戒レベル3 高齢者等避難発令	高齢者等避難発令の報告
②電話		警戒レベル4 避難指示発令	避難指示発令の報告
③FAX		警戒レベル5 緊急安全確保発令	緊急安全確保発令の報告
①電話	地方気象台 警察 消防署	警戒レベル3 高齢者等避難発令	高齢者等避難の発令の報告
②FAX		警戒レベル4 避難指示発令	避難指示発令の報告
		警戒レベル5 緊急安全確保発令	緊急安全確保発令の報告
平常時と同じく団長からの指示に	市消防団	警戒レベル3 高齢者等避難発令	<p>こちらは甲賀市災害警戒本部です。警戒レベル3 高齢者等避難を〇時〇分に発令します。対象地域は、【〇〇地域／〇〇学区／〇〇区／〇〇地先 など】です。</p>

伝達方法	関係機関	伝達内容の例	
よる(特定配信メール)		警戒レベル4 避難指示 発令	こちらは甲賀市災害対策本部です。警戒レベル4 避難指示を〇時〇分に発令します。対象地域は、【〇〇地域/〇〇学区/〇〇区/〇〇地先 など】です。
		警戒レベル5 緊急安全確保 発令	こちらは甲賀市災害対策本部です。警戒レベル5 緊急安全確保を〇時〇分に発令しました。【〇〇地区で堤防から水があふれだしました など】。
①電話 ②FAX ③メール等	要配慮者利用施設	警戒レベル3 高齢者等避難 発令	高齢者等避難の発令の報告
		警戒レベル4 避難指示 発令	避難指示発令の報告
		警戒レベル5 緊急安全確保 発令	緊急安全確保発令の報告

② 土砂災害時における関係機関への避難情報の伝達手段・内容

関係機関への避難情報の伝達手段・内容の概要（土砂災害）

伝達方法	関係機関	伝達内容の例	
甲賀市緊急情報伝達システム (特定配信メール)	職員	警戒レベル3 高齢者等避難 発令	<p>こちらは甲賀市災害警戒本部です。警戒レベル3 高齢者等避難を〇時〇分に発令します。対象地域は、【〇〇地域／〇〇学区／〇〇区／〇〇地先 など】です。</p> <p>今後の気象状況により避難指示が発令される恐れがあります。</p> <p>各部署においては、地域防災計画に基づき、行動をとってください。なお、現場での情報は必ず所属長（責任者）に報告し、所属長（責任者）において重要な情報は、本部まで報告してください。</p>
		警戒レベル4 避難指示 発令	<p>こちらは甲賀市災害対策本部です。警戒レベル4 避難指示を〇時〇分に発令します。対象地域は、【〇〇地域／〇〇学区／〇〇区／〇〇地先 など】です。</p> <p>各部署においては、地域防災計画に基づき、行動をとってください。なお、現場での情報は必ず所属長に報告し、重要な情報は、本部まで報告してください。</p>
		警戒レベル5 緊急安全確保 発令	<p>こちらは甲賀市災害対策本部です。警戒レベル5 緊急安全確保を〇時〇分に発令しました。【〇〇地域／〇〇学区／〇〇区／〇〇地先 など】で、【土砂災害が発生 など】しました。各部署においては、地域防災計画に基づき、行動をとってください。なお、現場での情報は必ず所属長に報告し、重要な情報は、本部まで報告してください。</p>
甲賀市緊急情報伝達システム (特定配信メール)	区・自治会 (自主防災組織) 市議会議員 民生委員・児童委員	警戒レベル3 高齢者等避難 発令	<p>こちらは甲賀市災害警戒本部です。警戒レベル3 高齢者等避難を〇時〇分に発令しました。対象地域は、【〇〇地域／〇〇学区／〇〇区／〇〇地先 など】です。</p> <p>該当地域におかれましては、避難をされる方が、準備を始めます。また、地域内の災害情報等につきましては、区・自治会長様を通じて次へご一報ください。</p> <p>今後の気象状況により避難指示が発令される恐れがあります。</p> <p>土山地域は 0748-66-1101 甲賀地域は 0748-88-4101 甲南地域は 0748-86-8010 信楽地域は 0748-82-1121 水口地域は 0748-69-2103、不通時 0748-65-0650”</p>
		警戒レベル4 避難指示 発令	<p>こちらは甲賀市災害対策本部です。警戒レベル4 避難指示を〇時〇分に発令しました。対象地域は、【〇〇地域／〇〇学区／〇〇区／〇〇地先 など】です。該当地域におかれましては、避難をされる方が、避難所へ向かいます。</p> <p>また、地域内の災害情報等につきましては、区・自治会長様を通じて次へご一報ください。</p> <p>土山地域は 0748-66-1101 甲賀地域は 0748-88-4101 甲南地域は 0748-86-8010 信楽地域は 0748-82-1121 水口地域は 0748-69-2103、不通時 0748-65-0650”</p>
		警戒レベル5 緊急安全確保 発令	<p>こちらは甲賀市災害対策本部です。警戒レベル5 緊急安全確保を〇時〇分に発令しました。【〇〇地域／〇〇学区／〇〇区／〇〇地先 など】で、【土砂災害が発生 など】しました。直ちに命を守る最善の行動をとってください。また、地域内の災害情報等につきましては、区・自治会長様を通じて次へご一報ください。</p>

伝達方法	関係機関	伝達内容の例	
			<p>土山地域は 0748-66-1101</p> <p>甲賀地域は 0748-88-4101</p> <p>甲南地域は 0748-86-8010</p> <p>信楽地域は 0748-82-1121</p> <p>水口地域は 0748-69-2103、不通時 0748-65-0650</p>
甲賀市地域情報基盤（屋内放送端末・屋外拡声器・光ケーブルテレビデータ放送L字放送等）	市民	警戒レベル3 高齢者等避難 発令	<p>緊急情報！警戒レベル3 高齢者等避難！こちらは甲賀市です。土砂災害が起こるおそれがあるため、【〇〇地域／〇〇学区／〇〇区／〇〇地先 など】に対し、〇時〇分高齢者等避難を発令しました。対象地域のお年寄りや小さなお子さん、避難に時間のかかる方は避難してください。それ以外の方は気象情報に注意し避難の準備を始めてください。避難場所や親戚・知人宅などに速やかに避難してください。避難の際にはご注意ください。避難の際には毛布や食料を持参してください。</p> <p>今後の気象状況により避難指示が発令される恐れがあります。</p>
あいこうか緊急メール			
エリアメール、緊急速報メール		警戒レベル4 避難指示 発令	<p>緊急情報！警戒レベル4 避難指示！こちらは甲賀市です。土砂災害が発生するおそれが高まったため、【〇〇地域／〇〇学区／〇〇区／〇〇地先 など】に対し、〇時〇分避難指示を発令しました。対象地域の方は、速やかに全員避難してください。避難場所や親戚・知人宅などに今すぐ避難してください。避難が危険な場合は、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、直ちに身の安全を確保してください。</p>
甲賀市ホームページ、SNS			
(株) あいコムこうか（屋内放送端末・光ケーブルテレビ放送等）		警戒レベル5 緊急安全確保 発令	<p>緊急情報！警戒レベル5 緊急安全確保！こちらは甲賀市です。土砂災害が発生したため、【〇〇地域／〇〇学区／〇〇区／〇〇地先 など】に〇時〇分緊急安全確保を発令しました。自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移るなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。</p>
①滋賀県防災情報システム（Lアラート）	県（メディア）	警戒レベル3 高齢者等避難 発令	高齢者等避難の発令の報告
②電話		警戒レベル4 避難指示 発令	避難指示発令の報告
③FAX		警戒レベル5 緊急安全確保 発令	緊急安全確保発令の報告
①電話	地方気象台 警察 消防署	警戒レベル3 高齢者等避難 発令	高齢者等避難の発令の報告
②FAX		警戒レベル4 避難指示 発令	避難指示発令の報告
		警戒レベル5 緊急安全確保 発令	緊急安全確保発令の報告
平常時と同じく団長からの指示による	市消防団	警戒レベル3 高齢者等避難 発令	<p>こちらは甲賀市災害警戒本部です。警戒レベル3 高齢者等避難を〇時〇分に発令します。対象地域は、【〇〇地域／〇〇学区／〇〇区／〇〇地先 など】です。</p> <p>今後の気象状況により避難指示が発令される恐れがあります。</p>

伝達方法	関係機関	伝達内容の例	
(特定配信メール)		警戒レベル4 避難指示 発令	こちらは甲賀市災害対策本部です。警戒レベル4 避難指示を〇時〇分に発令します。対象地域は、【〇〇地域/〇〇学区/〇〇区/〇〇地先 など】です。
		警戒レベル5 緊急安全確保 発令	こちらは甲賀市災害対策本部です。警戒レベル5 緊急安全確保を〇時〇分に発令しました。【〇〇地域/〇〇学区/〇〇区/〇〇地先 など】で、【土砂災害が発生 など】しました。
①電話 ②FAX ③メール等	要配慮者 利用施設	警戒レベル3 高齢者等避難 発令	高齢者等避難の発令の報告
		警戒レベル4 避難指示 発令	避難指示発令の報告
		警戒レベル5 緊急安全確保 発令	緊急安全確保発令の報告

(2) 要配慮者、避難支援関係者等への伝達
 災害対策基本法改正により、要配慮者及び避難支援関係者へ避難情報を確実に情報伝達することの必要性が改めて位置づけられた。

特に、要配慮者の迅速・確実な避難においては、家族・親戚、福祉サービス事業者、近隣住民等の避難支援関係者への情報伝達を行い、避難誘導の支援を行うことが極めて重要である。

①避難行動要支援者への伝達

要配慮者のうち、特に支援が必要な避難行動要支援者への情報伝達では、障がい等の特性に応じた、多様な伝達手段を活用し、確実に情報を周知する。

また、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者と事前に名簿情報を共有することとする。

避難行動要支援者への伝達手段

障がい等の特性	伝達手段
聴覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・FAXによる災害情報配信 ・聴覚障がい者用情報受信装置 ・屋内放送端末・屋外拡声器（表示板付き）
視覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・受信メールを読み上げる携帯電話 ・屋内放送端末・屋外拡声器
肢体不自由者	<ul style="list-style-type: none"> ・フリーハンド用機器を備えた携帯電話
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・あいこうか緊急メール等による送信 ・字幕放送・解説放送（副音声や2か国語放送など2つ以上の音声を使用している放送番組：音声多重放送）・手話放送 ・SNS等のインターネットを通じた情報提供

②要配慮者利用施設の施設管理者への伝達

土砂災害防止法及び水防法では、市地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の施設管理者等に対し、市からの洪水予報等の伝達方法が定められるとともに、避難確保計画の作成・公表等が義務として位置付けられている。詳細な施設については、地域防災計画資料編に示す。

避難確保計画には避難情報の伝達方法についても定められていることから、市は電話、FAX、メール等で伝達するものとする。

(3) 県や関係機関への伝達

避難情報を発令したときは、市長はその旨を県知事に報告する必要がある。情報伝達は滋賀県防災情報システム（Lアラート）により行うものとする。また、その他、地方気象台、警察、消防署、市消防団等の関係機関には、電話・FAX等で伝達するものとする。

(4) 避難所施設管理者（区・自治会長）への伝達

避難場所、避難所の開設が決定したときは、避難所施設管理者に対して避難場所、避難所の開設準備を指示する必要がある。情報伝達は電話、甲賀市緊急情報伝達システム（特定配信メール）により行うものとする。